

環境適発第 2404164 号
令和 6 年 4 月 16 日

各都道府県知事・各政令市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
（公 印 省 略）

環境省関係浄化槽法施行規則第 4 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定に基づく浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項を定めた環境省告示第六十四号の適用に係る解釈の明確化について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、環境省関係浄化槽法施行規則第 4 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定に基づく浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項を定めた環境省告示第六十四号（平成 19 年 8 月 29 日）について、解釈の明確化を図ることとされる事項について、下記の通り通知する。

貴職におかれては、運用に遺漏なきようご留意いただくとともに、関係機関、貴管下市町村及び関連事業者等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査について（告示第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係）

第 7 条検査の外観検査及び第 11 条検査の外観検査は、告示第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に基づき、第 2 条第 1 項各号及び第 3 条第 1 項各号に掲げる項目

について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとされている。

この外観検査の方法については、デジタル技術を活用することも可能であり、具体的な方法としては、例えば、カメラ等による画像等を遠隔により確認することなどが考えられる。ただし、画像等のみでは現場の状況が正確に把握困難である場合は、必ず現場において検査を実施すること。

以上